

離婚届を出された方へ

離婚届の提出に伴い、下記のような手続きがありますので、開庁時間内に手続きしてください。

【下に該当する方は担当課で手続きが必要です】（裏面もご覧ください。）

チェック	手続きが必要な場合	手続き	必要なもの	担当課
<input type="checkbox"/>	町内で同じ世帯に住んでおり、離婚後も同じ世帯で住む	手続きはありません。	※離婚により、住民票の続柄が同居人と変更されます。	住 民 生 活 課 【庁舎1階東①】
<input type="checkbox"/>	町内で同じ世帯に住んでおり、離婚後、世帯を分ける、または転居する	世帯分離または転居の手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類（運転免許証等） 印鑑 	
<input type="checkbox"/>	町外に住んでおり、町内に転入する	住んでいるまたは住んでいた市区町村で転出手続きをしてから、転入手続きに来てください。	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類（運転免許証等） 印鑑 転出証明書 	
<input type="checkbox"/>	町外に転出する	転出手続きをしてください。 ※転出につきましては、河南町 HP をご覧ください。	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類（運転免許証等） 印鑑 その他（国民健康保険被保険者証、バイクのナンバープレート等、町から交付したもの） ※参考 町ホームページ トップページ→転入転出→住民登録→転出届→届出に必要なもの PDF「河南町から転出される方へ」を参考にしてください。	
<input type="checkbox"/>	氏が変わる	離婚により氏が変わった場合は、マイナンバーカードに新しい氏の記載が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類（運転免許証等） マイナンバーカード（通知カードまたは個人番号カード） 	
<input type="checkbox"/>	旧氏で印鑑登録している	離婚により氏が変わった場合は、印鑑登録が廃止されます。	特になし ※印鑑登録証明書が必要な場合は、再度、印鑑登録をしてください。	
<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入している	離婚により氏が変わった場合は、氏名の変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証 氏が変わった人が世帯主の場合は、加入者全員の被保険者証 印鑑 	保 険 年 金 課 【庁舎1階東③】
<input type="checkbox"/>	国民年金に加入している		<ul style="list-style-type: none"> 年金手帳 印鑑 	
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭になった	対象となる手続きを行なってください。	状況によって、手続きが異なりますので、お問い合わせください。	こ ども 1 ば ん 課 【庁舎1階西⑥】
<input type="checkbox"/>	児童手当の受給者が変更になった			
<input type="checkbox"/>	保育園に通う子どもがいる			
<input type="checkbox"/>	障がい者手帳を持っている	離婚により氏が変わった場合は、氏名の変更手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者手帳 印鑑 	高 齢 障 がい 福 祉 課 【庁舎1階東②】
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証を持っている		<ul style="list-style-type: none"> 介護保険被保険者証 	
<input type="checkbox"/>	水道の使用名義人または水道料金の口座名義人の変更が必要である	名義変更等の手続きをしてください。	特になし ※口座引き落としの場合は、口座変更書類を金融機関に提出	上 下 水 道 課 【庁舎2階西⑤】

（裏面もご覧ください。）

(裏面)

【参考】 その他で変更が必要なもの

チェック	手続きが必要な場合	手続き	必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	運転免許証を持っている	離婚により、氏・本籍等が変更になった場合は手続きが必要です。	・運転免許証 ・離婚後の住民票 ※本籍が変更の場合は本籍入り ・印鑑	富田林警察署 (0721-25-1234) または 運転免許センター
<input type="checkbox"/>	パスポートを持っている	離婚により、氏・本籍等が変更になった場合は手続きが必要です。	・有効期間のあるパスポート ・6か月以内の戸籍謄抄本 ・手数料 ※詳しくはパスポートセンター にお問い合わせください。	パスポートセンター (06-6944-6626)
<input type="checkbox"/>	銀行、クレジットカード、生命保険、電話、PCプロバイダなど	離婚により、氏が変わった場合は手続きが必要です。	各会社の担当窓口へお問い合わせください。	各会社

【河南町に住民票がない場合】

住民票がある市区町村に必要な手続きをお問い合わせください（離婚届提出後、河南町から住民票がある市区町村に離婚届提出の連絡を郵送でします。その市区町村で事務処理後、手続きが可能になります。処理期間は1週間～10日程度かかります）。

【河南町が新本籍地でない場合】

離婚されたことが載った戸籍ができるまで1～2週間程度かかります（離婚届提出後、河南町から離婚前の戸籍がある市区町村、および離婚後に配偶者〔婚姻中の戸籍から除籍となった方〕が入る戸籍がある市区町村に離婚届を郵送し、それぞれの市区町村で戸籍に離婚情報が書かれます）。

上記の戸籍が必要な場合は、必要な戸籍がある市区町村に離婚事項が書かれたこと、あるいは新しい戸籍が作られたことを確認してから請求してください。※戸籍は本籍地でしか発行されません。

※その他、不明な点がありましたら、お問い合わせください。

各手続きには時間がかかる場合がありますので、余裕を持って早めに来庁してください。

河南町役場 住民生活課 住民窓口係 TEL0721-93-2500（代表）

〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木1359番地の6

役場窓口業務は月曜日～金曜日（祝日と12/29～1/3の年末年始を除く）午前9時～午後5時30分まで